



# わくら通信 5月号

## 預金贈与の注意点

2007年5月 No. 29

税務署に否認を受けずに預金を贈与するには、以下の注意をする必要がある。



1. 贈与契約書の作成  
贈与日、贈与者、受贈者、贈与財産等を明記する。公証人役場で日付を取るとさらに確実となる。幼い子供への贈与には親権者による代理署名が必要である。
2. 贈与内容の履行  
契約内容に従い預金を移動することが不可欠である。贈与者の通帳から受贈者の通帳に振り込みをすると証拠がはっきりと残る。勿論通帳の保存が必要である。
3. 管理の移転  
預金通帳の印鑑及び住所は受贈者固有のものとするのは当然である。
4. 使用収益権の確保  
もらった預金の入出金・解約は受贈者が自由に出来る必要がある。それを贈与者が行くと贈与の真実性が疑われる場合がある。
5. 贈与税の申告納付  
110万円を超えた金額の贈与を行い、翌年の3月15日までに贈与税の申告・納付を行うことが有効である。時効の問題もある。
6. 連年贈与する場合  
毎年同一時期に同一金額を贈与することを連年贈与と言うが、初年度に高額な贈与税を課される危険性がある。贈与時期、贈与金額に毎年変化をつけることが大切である。

(竹内)



## 少額交際費の損金算入の取扱いについて

法人が支出する交際費等の額(中小企業者にあつては、定額控除限度額を超える金額等)は損金の額に算入されませんが、昨年の税制改正により、飲食その他これに類する行為のために要する費用のうち1人当たり5千円以下のものは、損金算入可能となりました。

この度、国税庁ホームページにおいて、これに係る解釈通達が公表されました。

例えば、「飲食その他これに類する行為」(飲食等)には、得意先等に対する接待、供応の際の飲食行為以外にも、得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、得意先等の従業員等によって飲食されることが想定される弁当等の差し入れが含まれるとしています。

また、中元・歳暮の贈答のように、単なる飲食物の詰め合わせ等を贈答する行為は、飲食等には含まれないことを併せて明らかにしています。

さらに、「飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額」とは、その費用の総額をいうことを明らかにしています。したがって、仮に、1人当たり9千円の飲食を行った場合には、別途、得意先等から4,500円を徴したとしても、交際費等から除外できるものではないとしています。

(大寺)



裏面も御覧下さい



事務組合（1期分）労働保険料の口座振替日は5月28日（金）です  
（納入通知書は5月中旬の発送予定です）

★雇用保険料率改正のお知らせ（4月19日国会決定により）

平成19年4月1日より雇用保険料率が引き下げられました。

雇用保険料率表

事業の種類	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業 雇用保険料率 15/1000 (旧 19.5/1000)	9/1000 (旧 11.5/1000)	6/1000 (旧 8/1000)
建設の事業 雇用保険料率 18/1000 (旧 22.5/1000)	11/1000 (旧 13.5/1000)	7/1000 (旧 9/1000)
農林水産・清酒製造事業 雇用保険料率 17/1000 (旧 21.5/1000)	10/1000 (旧 12.5/1000)	7/1000 (旧 9/1000)

★平成19年4月1日から労働保険一般拠出金の申告・納付が始まります

「一般拠出金」とは・・・「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

業種を問わず料率は一律（労災保険適用事業場のみ）

一般拠出金額 = 事業主が労働者に支払った賃金総額 × 0.05/1000  
(千円未満切り捨て) (新開)

表面も御覧下さい

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

